

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 7月 日	
広島市長様	
提出者	
住所	広島市安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号
氏名	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院 病院長 小野 千秋
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-815-5211 (代表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院
事業場の所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 4 3 4 床
③従業員数	1, 3 1 5 人 (パート等臨時職員含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図 1、2、3 のとおり

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

単位：トン／年

		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油		1.242	1.2								
廃酸											
廃アルカリ		0.493	0.5								
感染性産業廃棄物		645.852	638.3								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉍さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
	廃酸(金属を含むもの)										
	廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計		647.587	640	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

単位:トン/年

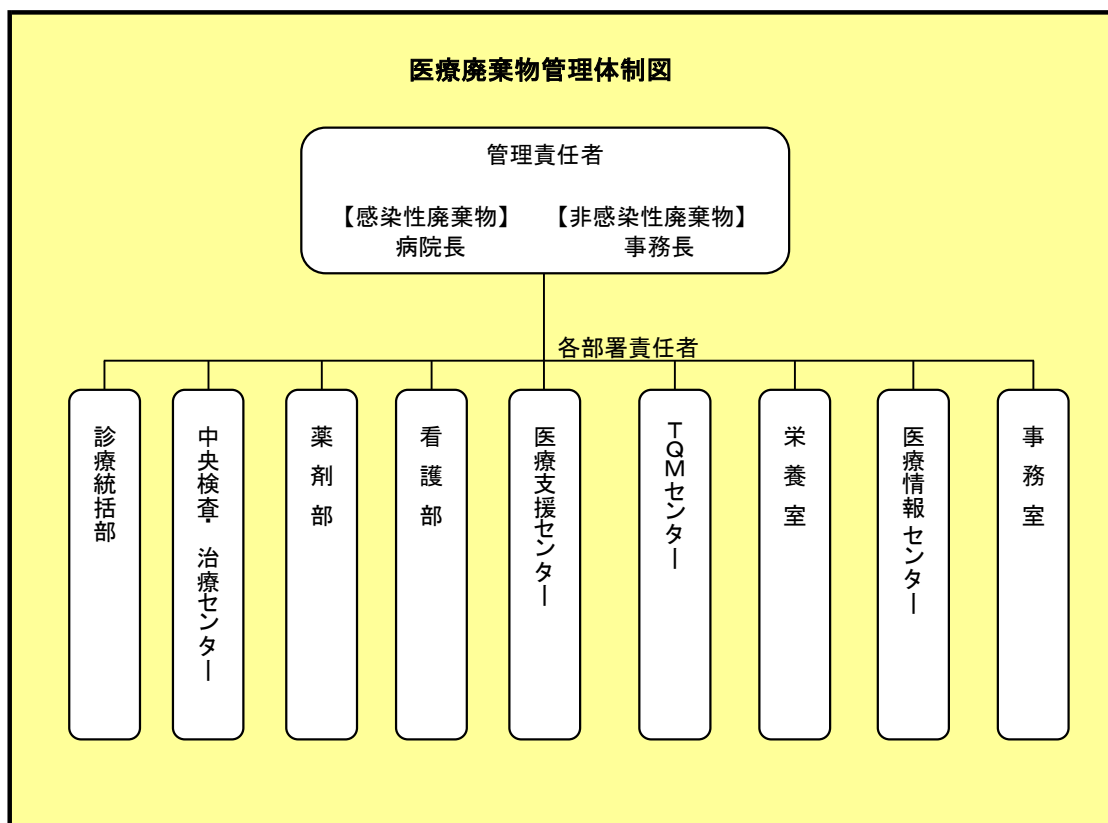
		処理委託に関する事項									
		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油		1.242	1.2	1.242	1.2						
廃酸											
廃アルカリ		0.493	0.5	0.493	0.5						
感染性産業廃棄物		645.852	638.3	645.852	638.3						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉍さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
	廃酸(金属を含むもの)										
	廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計		647.587	640	647.587	640	0	0	0	0	0	0

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・輸液チューブのうち、感染の恐れのない部分はカットし、廃プラスチックとして廃棄するなど、極力排出量を抑えるよう努めているが、医療廃棄物は患者数や治療内容は排出量に大きく影響するため、計画的な抑制は困難である。 ・回収に立ち合い、マニフェスト、業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、発生量を把握している。 ・院内の感染対策委員会、幹部会議において、廃棄物の排出量推移を示し、職員へ分別の意識付けを行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き廃棄物発生量の把握に努め、職員に分別の意識付けができるよう対応策を検討する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に収容し、蓋をしたうえで専用保管庫に施錠して保管している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

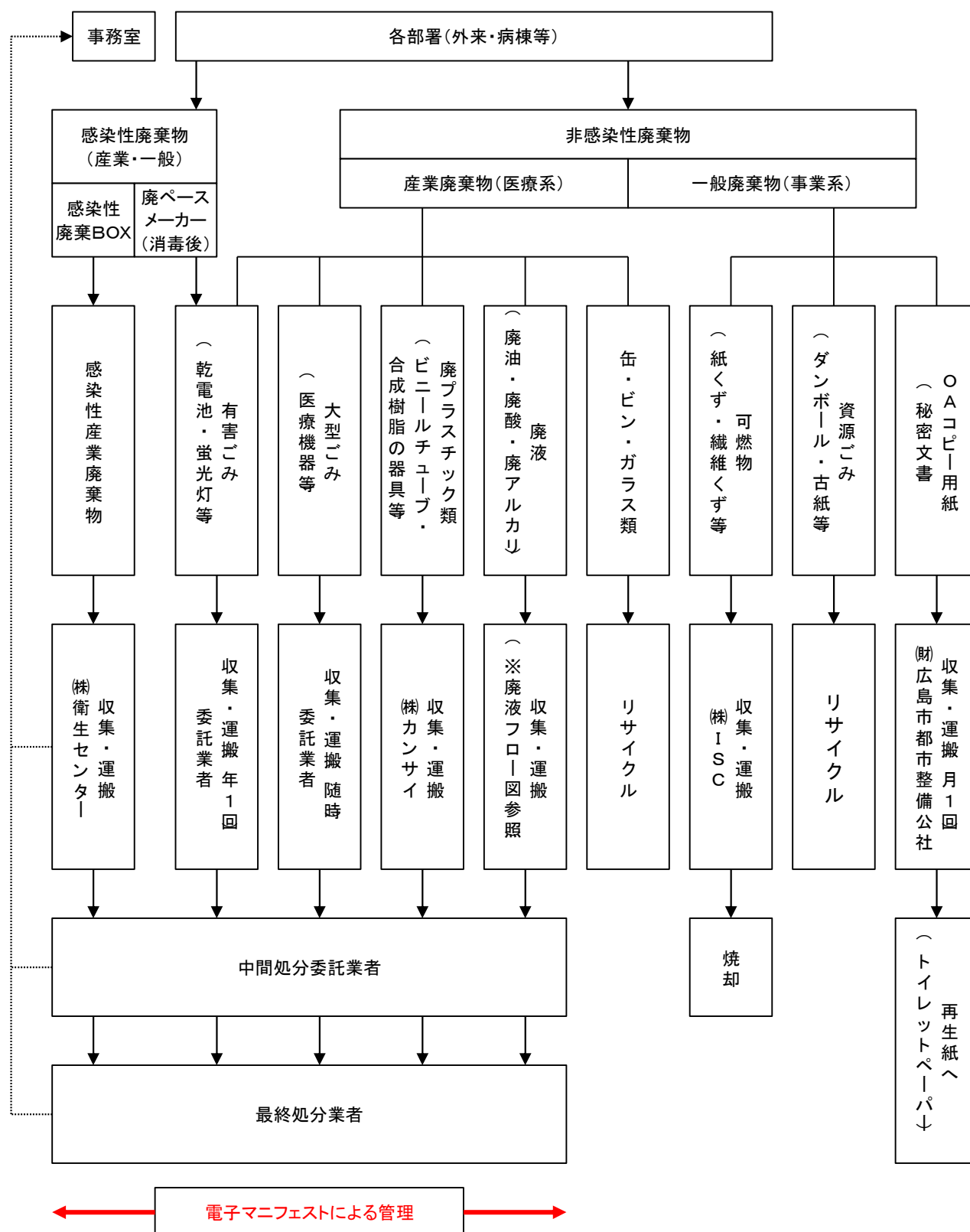
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	回収に立ち合い、マニフェスト、業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、発生量を把握している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き廃棄物発生量の把握に努める。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	647.59 t
②今後実施する予定の取組等	昨年度に引き続き、特別管理産業廃棄物の排出については、電子マニフェストで対応する。

院内各部署から排出された廃棄物処理の流れ(フロー図)

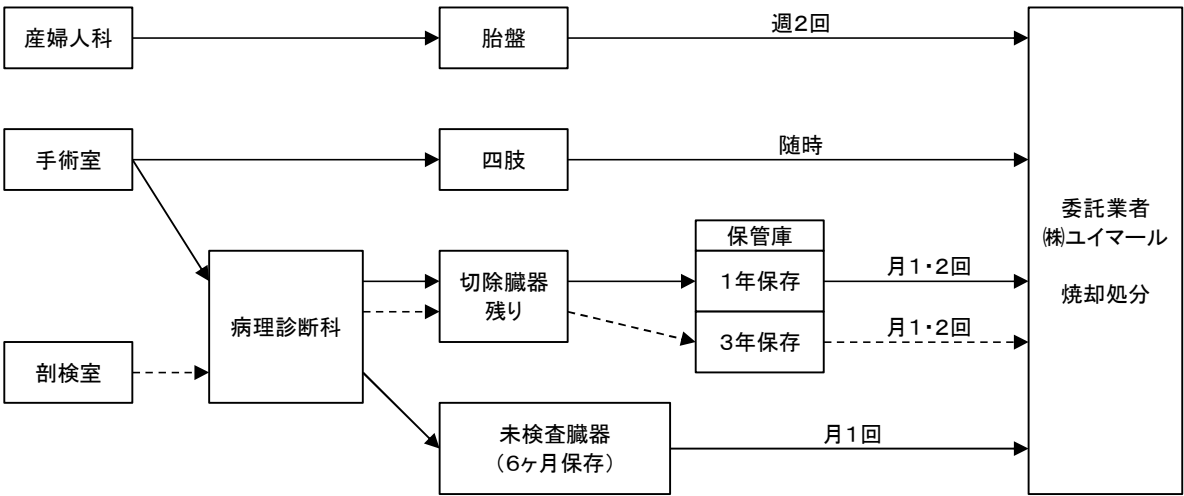


※病理臓器処理については【別図2】参照。

※排水廃液処理については【別図3】参照。

別図2

切除臓器・解剖臓器処分の流れ(フロー図)



【注意】 未検査臓器は、骨頭、扁桃、子宮内容物、足、手など。
臓器処分依頼書により提出されたものや手術室から直接処分依頼の出されたもの。

別図3

排水廃液処理の流れ(フロー図)

